

「後期高齢者医療における自己負担割合の判定誤りについて」

令和8年10月22日

報道資料概要

1. 概要

後期高齢者医療における自己負担割合の判定について、本来適用すべき「年少扶養に係る調整」が適正に反映されていなかったことが判明しました。

このため、本来1割負担と判定されるべき被保険者が誤って2割負担と判定され、療養費の過少給付が発生していました。

2. 年少扶養に係る調整について

前年12月31日時点で被保険者が世帯主であり、同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合、当該世帯員の年齢に応じて、判定所得から次の額を差し引くこととされています。

- ・16歳未満の世帯員：1人につき33万円
- ・16歳以上19歳未満の世帯員：1人につき12万円

今回、この調整が適正に反映されていなかったため、判定所得が本来より高く算定されていました。

3. 影響人数及び影響額

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	2人	2人	3人
4,311円	28,168円	75,600円	106,457円	確認中

※金額は現時点の概算であり、受診状況等の精査により変動する可能性があります。
令和8年度を含め、過少給付額の確定に向けた確認を進めています。

4. 発生原因及び再発防止策

判定処理の手順や確認方法が明文化されておらず、担当者間の引継ぎや複数人による確認が不十分であったことが主な原因です。

判定手順の明文化、チェック体制の強化、引継ぎ資料の整備及び職員研修を実施し、再発防止に努めます。

5. 対象者への対応

対象となる被保険者3人に対しては、今回の判定誤りの経緯について説明するとともに、お詫びを申し上げご理解いただいております。今後、過少給付額の確定後、大阪府後期高齢者医療広域連合から必要な療養費を支給します。

6. 村長コメント

このたびの判定誤りにより、対象となる被保険者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

村といたしましては、今回の事態を重く受け止め、原因の究明と検証を行うとともに、確認体制の強化や適正な事務処理の徹底など、再発防止に全力で取り組んでまいります。

今後、このような事態を二度と起こさないよう、職員一人ひとりが緊張感と責任感を持って業務に取り組み、村民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

＜お問い合わせ＞

千早赤阪村民生部住民課

電話 0721-26-7116